

戸田市スポーツセンターにおける食品等自動販売機設置事業者募集要項

下記施設に自動販売機を設置するにあたり、設置事業者を募集します。
応募業者はこの募集要項及び別に示す仕様書をご確認のうえ応募してください。

記

1 公募概要

公募の内容	戸田市スポーツセンターの利用者サービス向上のため、食品等自動販売機を設置する事業者を広く募集します。
設置場所	戸田市スポーツセンター（戸田市新曽 1286 番地）内 1 階ラウンジ横 旧売店施設内
設置期間	平成 29 年 8 月下旬～平成 33 年 3 月 31 日（約 3 年 7 か月）
公募及び選定方法	応募要件を満たし、各自販機ごとの売上手数料等、提案の内容を審査し、当財団の希望に最も合致する内容を提示した者を設置事業者として決定します。
選定結果の通知	選定結果は、応募者に対する通知及びホームページにて公表します。
契約	設置事業者は、（公財）戸田市文化スポーツ財団と自動販売機設置の細目について協議し、契約を締結します。自動販売機設置に係る行政財産使用料は（公財）戸田市文化スポーツ財団が戸田市に支払うものとしします。

2 公募スケジュール

内 容	日 付
募集要項配布開始	平成 29 年 7 月 19 日（水）
申込受付期間	平成 29 年 7 月 19 日（水）～平成 29 年 8 月 5 日（土）
選定の結果通知	平成 29 年 8 月 9 日（水）
販売開始	平成 29 年 8 月下旬

3 自動販売機設置施設の概要

施設のホームページをご覧ください。

○戸田市スポーツセンター

(<http://www.toda-spc.or.jp>) ※屋内プールは現在閉鎖中です。

平成 32 年 4 月 1 日屋内プール新設予定です。

4 設置希望する自動販売機の種類及び台数

①食品自動販売機	・・・ 1 台	(パン類、菓子類)
②冷凍食品自動販売機	・・・ 1 台	(電子レンジ機能付き)
③アイスクリーム自動販売機	・・・ 1 台	
④カップラーメン自動販売機	・・・ 1 台	(お湯が出るもの)
⑤飲料水自動販売機	・・・ 2 台	(災害対策用の自動販売機とし 販売品目に一部指定有)
⑥物品販売用自動販売機	・・・ 1 台	(物品販売用の汎用機のみを 当財団に無償貸与できること)

○ 合計 7 台の自動販売機をすべて自社でまかなえる設置事業者を募集
します。

※ 具体的な内容は仕様書をご参考ください。

5 設置期間

平成 29 年 8 月下旬～平成 33 年 3 月 31 日 (約 3 年 7 か月)

6 応募資格要件

次に示す全ての条件に該当する法人であること。

- (1) 戸田市内及び埼玉県内戸田市近隣市に事業所を置いていること。
- (2) 自動販売機の設置業務について、おおむね 3 年以上管理・運営の実績があること。
- (3) トラブルや商品補充等、自動販売機利用者からの問い合わせやクレーム等に対しては、週末や休日にかかわらず当センター営業時間中の対応が可能であること。
- (4) 次に掲げる業種又は事業者には該当しないこと。
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する営業又はこれに類する業種

- イ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する業種
又はこれに類する業種
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2
項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、市における一般競
争入札の参加を制限されている事業者
- エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3
年法律第77号）第2条第6号に規定するものをいう。）又は暴力団
の構成員が関与している事業者
- オ その他（公財）戸田市文化スポーツ財団が適当でないと認める業種
又は事業者

7 応募方法と手続き

(1) 申込受付期間

平成29年7月19日（水）から平成29年8月5日（土）までの午前
9時から午後7時まで ※7月25日（火）は休場日。

(2) 応募方法

上記期間中に直接、提出先にご提出ください。郵送での受け取りはで
きません。

(3) 提出先

戸田市スポーツセンター1階、総合受付窓口 業務課まで
（埼玉県戸田市新曽1286番地）

(4) 提出書類

提案書（3部）

設置予定の自動販売機の仕様が記載されたカタログ又は
書類の写し（寸法、省エネタイプと確認できるもの）

※別途、設置機器の指定あり（別添え仕様書参照）

8 選定方法及び結果通知

(1) 契約の相手方を決定するにあたっては、応募要件を満たし、各自販機
ごとの売上手数料等、提案の内容を審査し、当財団の希望に最も合致す
る内容を提示した者を設置事業者として決定します。

(2) 設置事業者の選定結果につきましては、各応募者宛てに書面にて通知
申し上げます。また、ホームページにおいても選定結果を公表します。

9 その他

- (1) 行政財産使用料及び自動販売機の販売に係る電気料の扱い、その他詳細については仕様書を参照してください。
- (2) 現地説明は行いません。各自で現地確認を行ってください。

10 問合せ

公益財団法人戸田市文化スポーツ財団
戸田市スポーツセンター 業務課
住所 埼玉県戸田市新曽1286番地
電 話：048-443-3523
FAX：048-446-1369
E-mail：info@toda-spc.or.jp